

佐倉市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市（以下「市」という。）が学生等の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることを目的として実施するインターンシップ（学生等が在学中に自らの専攻等に関連した就業体験をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、次に掲げる教育機関（以下「大学等」という。）に在籍する学生等とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）

(2) 前号に掲げる教育機関に準ずるものとして市長が認めるもの

(受入手続)

第3条 インターンシップを希望する学生等は、市長に対して佐倉市インターンシップ受入申込書（別記様式第1号）に大学等に在籍することを証する書類を添えて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意し、受入れの可否を決定し、佐倉市インターンシップ受入可否決定通知書（別記様式第2号）により、当該申込みをした学生等に通知する。

(1) インターンシップを希望する理由が、第1条に規定する目的に沿うと認められること。

(2) インターンシップが市の業務に支障がないこと。

(実施期間)

第4条 インターンシップの実施期間は、原則として2週間以内とする。

(実施時間)

第5条 インターンシップを実施する時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、当該インターンシップの内容等を考慮し、別の時間帯に実施する必要があると認められる場合は、この限りでない。

(報酬等)

第6条 市は、インターンシップの受入れを決定した学生等（以下「インターンシップ生」という。）に対して、報酬、賃金、居住地からインターンシップを実施する場所までの交通費、食費その他インターンシップの実施に伴ういかなる経済的負担も行わない。

(身分及び服務)

第7条 インターンシップ生は、市職員としての身分は有さず、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市職員の指示に従い、インターンシップに専念しなければならないこと。
- (2) 市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならないこと。
- (3) 市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならないこと。
- (4) インターンシップの期間中に知り得た秘密を漏らしてはならないこと。インターンシップの期間終了後も、同様とする。
- (5) インターンシップの期間中に知り得た個人情報をインターンシップのため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならないこと。インターンシップの期間終了後も、同様とする。
- (6) 市の指示又は承諾があるときを除き、インターンシップのために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。
- (7) インターンシップの成果として論文等を外部に発表しようする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (8) 病気等のため予定されていたインターンシップに参加することができない場合には、あらかじめインターンシップ受入先の所属にその旨を連絡しなければならないこと。

(事故等の責任)

第8条 市は、インターンシップ受入先での安全確保に配慮しなければならない。

- 2 インターンシップ生は、インターンシップの実施中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、インターンシップの実施中の事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 3 インターンシップ生は、故意又は過失をもって前条第1号から第7号までの規定に反する行為により市又は第三者に対して損害を与えた場合は、その責任を負わなければならない。

(誓約)

第9条 インターンシップ生は、第7条に規定する事項を遵守するため、インターンシップ開始前に市に対して誓約書を提出しなければならない。

(中止)

第10条 市は、インターンシップ生が第7条の規定に違反する行為を行ったとき、又は疾病等の理由によりインターンシップの継続が困難であると市が判断したときは、インターンシップを中止することができる。この場合において、市は、理由を付してその旨をインターンシップ生に通知するものとする。

(証明)

第 11 条 市は、インターンシップ生がインターンシップの内容等について証明を求めたときは、これを行うものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成 30 年 7 月 1 日決裁 30 佐企第 70 号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 12 月 16 日決裁佐人第 1825 号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記

様式第1号（第3条関係）

佐倉市インターンシップ受入申込書

年 月 日

ふりがな				性別	生年月日		
氏名							
住所等 連絡先	〒						
	電話番号		メールアドレス				
教育機関	教育機関名称			学部		学科	学年
緊急 連絡先	氏名			続柄		電話番号	

※「性別」欄の記載は任意

希望理由・参加可能期間等

佐倉市でのインターンシップを希望する理由		
参加可能 期間	～	うち参加不可日
希望日数		

希望部署・理由

希望部署		希望する理由
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
上記希望以外の受入れ		希望する・希望しない

その他インターンシップの参加に当たり伝えておきたい事項（自由記入）

--

第 号
年 月 日

様

佐倉市長

印

佐倉市インターンシップ受入可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった佐倉市インターンシップの受入申込みについて、佐倉市インターンシップ実施要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 受入可否の決定

学生等氏名	インターンシップの受入可否
	可 ・ 否

2 受入先及び受入期間

受入先	
受入期間	
補足	

3 連絡事項

インターンシップ受入れが決定した方は、添付資料「インターンシップの事前提出物等について」に従い、必ず期日までに手続を行ってください。手続がされない場合は、インターンシップに参加できませんので、御注意ください。